

令和5年3月15日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

令和5年度 特定事業者負担分のみの引き渡しを行うにあたってのご注意

既にご案内のとおり、容器包装リサイクル法における分別基準適合物及び「プラスチック資源循環促進法」32条に基づく容リプラについては、特定事業者負担分と市町村負担分が存在し、「業務実施覚え書き」の締結による引き渡しの対象となるのは特定事業者負担分のみとなります（市町村負担分について引き渡しを行うためには、別途「業務実施契約書」の締結が必要です）。

したがって、特定事業者負担分のみの引き渡しを行う市町村においては、市町村負担分について独自に処理を行っていただくこととなりますので、下記の比率に相当する部分については、当該保管施設を担当する再商品化事業者の引き取り対象外となります。また、分別基準適合物及び分別収集物の引き渡しについては、年度末一括調整は認められません。

なお、既に再商品化事業者の皆様に対しては、引き取りの都度、市町村負担分が含まれないことをご確認いただきますようお願いしております。

記

[令和5年度市町村負担分の比率]

①ガラスびん（無色）	：	4%
②ガラスびん（茶色）	：	12%
③ガラスびん（その他の色）	：	8%
④PETボトル	：	0%
⑤紙製容器包装	：	1%
⑥プラスチック製容器包装	：	1%

注) 令和5年度のPETボトル市町村負担分の比率は0%であるため、PETボトルの引き渡し契約量全量が特定事業者負担分となります。したがって、令和5年度にPETボトルのみの引き渡しを予定している市町村・一部事務組合は、「業務実施契約書」の締結が不要となります（「業務実施覚え書き」のみを締結）。